

資料

平成 2 6 年第 1 回定例市議会議案
条例新旧対照表

議案第 1 号	藤井寺市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備について	
	藤井寺市立市民総合会館条例の一部改正案（第 1 条関係）	1
	藤井寺市立福祉会館条例の一部改正案（第 2 条関係）	2
	藤井寺市立老人福祉センター条例の一部改正案（第 3 条関係）	3
	藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案（第 4 条関係）	6
	藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正案（第 5 条関係）	7
	藤井寺市営住宅条例の一部改正案（第 6 条関係）	8
	藤井寺市都市公園条例の一部改正案（第 7 条関係）	9
	藤井寺市ふじみ緑地条例の一部改正案（第 8 条関係）	1 1
	藤井寺市下水道条例の一部改正案（第 9 条関係）	1 2
	藤井寺市立生涯学習センター条例の一部改正案（第 1 0 条関係）	1 4
	藤井寺市立市民総合体育館条例の一部改正案（第 1 1 条関係）	1 6
	藤井寺市立テニスコート条例の一部改正案（第 1 2 条関係）	1 8
	藤井寺市立市民運動広場条例の一部改正案（第 1 3 条関係）	1 9
議案第 2 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	
	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正案	2 1
議案第 3 号	藤井寺市乳幼児等の医療費の助成に関する条例の一部改正について	
	藤井寺市乳幼児等の医療費の助成に関する条例の一部改正案	3 3
議案第 4 号	藤井寺市放課後児童会条例の一部改正について	
	藤井寺市放課後児童会条例の一部改正案	3 7

議案第 1 号

藤井寺市暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備について

○藤井寺市立市民総合会館条例（平成14年藤井寺市条例第12号） 新旧対照表

（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(使用許可の制限)</p> <p>第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の使用を許可しない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 暴力団（藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）の利益になり、又はそのおそれがあると認めるとき。</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p>	<p>(使用許可の制限)</p> <p>第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の使用を許可しない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p>
<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第9条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、会館の使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 前条各号のいずれかに該当したとき。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第9条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、会館の使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 前条に定める事由が生じたとき。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p>

○藤井寺市立福祉会館条例（平成8年藤井寺市条例第14号） 新旧対照表

（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(使用許可の制限)</p> <p>第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、福祉会館の使用を許可しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 暴力団（藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）の利益になり、又はそのおそれがあると認めるとき。</u></p> <p><u>(4) 管理運営上支障があると認められるとき。</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p>	<p>(使用許可の制限)</p> <p>第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、福祉会館の使用を許可しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 管理運営上、支障があると認められるとき。</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p>
<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 前条各号のいずれかに該当したとき。</u></p> <p><u>(3) 災害その他緊急事態が発生したとき。</u></p> <p><u>(4) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあるとき。</u></p>	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 災害による緊急事態が発生したとき。</u></p> <p><u>(3) 管理上支障があると認められるとき。</u></p>

○藤井寺市立老人福祉センター条例（昭和52年藤井寺市条例第18号） 新旧対照表

（第3条関係）

改正後	改正前
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) センターの<u>利用</u>の許可に関する業務</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(利用者)</p> <p>第6条 センターを利用することができる者は、本市に<u>居住し、かつ、</u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の<u>規定により本市の住民基本台帳に記録されている者で60歳以上のものとする。</u></p> <p><u>(利用の許可)</u></p> <p>第7条 <u>センターの施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</u></p> <p>(利用者の義務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。</p> <p>(1) 公共の秩序を<u>乱し、</u>又は風紀を害するおそれがあると認めるとき。</p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) センターの<u>使用</u>の許可に関する業務</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(利用者)</p> <p>第6条 センターを利用することができる者は、本市に<u>住所を有する者</u>で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）<u>により記録されている者で60歳以上の者とする。</u></p> <p>(利用者の義務)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。</p> <p>(1) 公共の秩序を<u>みだし</u>又は風紀を害するおそれがあると認めるとき。</p>

改正後	改正前
<p>(2) (略)</p> <p>(3) 建物又は<u>附属設備その他器具備品</u>等を破損し、若しくは汚損又は滅失するおそれがあると認めるとき。</p> <p><u>(4) 暴力団（藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）の利益になり、又はそのおそれがあると認めるとき。</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>(利用の取消し等)</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 建物又は<u>付属設備その他、器具備品</u>等を破損し、若しくは汚損又は滅失するおそれがあると認めるとき。</p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>(利用の取消等)</p>
<p><u>第10条</u> 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を<u>取消し</u>、又は停止し、若しくは退去を命ずることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>前条各号のいずれかに該当したとき。</u></p> <p>(3) <u>災害その他緊急事態が発生したとき。</u></p> <p>(4) <u>他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあるとき。</u></p> <p>(免責事項)</p>	<p><u>第9条</u> 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を<u>取消し</u>、又は停止し、若しくは退去を命ずることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>前条に定める事由が生じたとき。</u></p> <p>(3) <u>その他管理上支障が生じたとき。</u></p> <p>(免責事項)</p>
<p><u>第11条</u> (略)</p> <p>(損害の賠償及び事故の責任)</p> <p><u>第12条</u> 利用者は、利用中に建物、器具備品等を損傷し、<u>又は滅失したときはその損害を賠償しなければならない。</u></p>	<p><u>第10条</u> (略)</p> <p>(損害の賠償及び事故の責任)</p> <p><u>第11条</u> 利用者は、利用中に建物、器具備品等を損傷し<u>又は滅失したときはその損害を賠償しなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p>2・3 (略)</p> <p>4 センターに過失ある場合を除き、利用により利用者自身に生じた損害若しくは第三者に与えた損害は<u>全て</u>利用者自らその責に任ずる。</p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第13条</u> (略)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>4 センターに過失ある場合を除き、利用により利用者自身に生じた損害若しくは第三者に与えた損害は<u>すべて</u>利用者自らその責に任ずる。</p> <p>(規則への委任)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p>

○藤井寺市指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年藤井寺市条例第19号） 新旧対照表
（第4条関係）

改正後	改正前
<p>(指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人とする。<u>ただし、当該法人の役員等（法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。）が暴力団員（藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）である場合を除く。</u></p>	<p>(指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人とする。</p>

○藤井寺市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年藤井寺市条例第20号） 新旧対照表

（第5条関係）

改正後	改正前
<p>(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準)</p> <p>第3条 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。<u>ただし、当該法人の役員等（法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。）が暴力団員（藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）である場合を除く。</u></p>	<p>(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準)</p> <p>第3条 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。</p>

○藤井寺市営住宅条例（平成9年藤井寺市条例第19号） 新旧対照表

（第6条関係）

改正後	改正前
<p>（入居者の資格）</p> <p>第19条 市営住宅に入居しようとする者は、法第23条及び第24条第2項に規定する条件のほか、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>（1） 略</p> <p><u>（2） その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）が暴力団員（藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。第33条第1項第4号において同じ。）でないこと。</u></p> <p>（3） 略</p> <p>2～5 略</p>	<p>（入居者の資格）</p> <p>第19条 市営住宅に入居しようとする者は、法第23条及び第24条第2項に規定する条件のほか、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 略</p> <p>2～5 略</p>
<p>（市営住宅の明渡し）</p> <p>第33条 市長は、法第29条第1項、第32条第1項及び第38条第1項の場合のほか、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対して、市営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p><u>（4） 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>（市営住宅の明渡し）</p> <p>第33条 市長は、法第29条第1項、第32条第1項及び第38条第1項の場合のほか、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対して、市営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>2・3 略</p>

○藤井寺市都市公園条例（昭和57年藤井寺条例第7号） 新旧対照表

（第7条関係）

改正後	改正前
<p>(行為の制限)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、第1項各号に掲げる行為が次の各号のいずれにも該当しない場合に限り、<u>同項又は前項の許可を与えることができる。</u></p> <p><u>(1) 暴力団（藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。第9条第1項第4号において同じ。）の利益になり、又はそのおそれがあると認めるとき。</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、公衆の都市公園の利用に支障があると認めるとき。</u></p> <p>5 (略)</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、<u>第1項又は前項の許可を与えることができる。</u></p> <p>5 (略)</p>
<p>(行為の禁止)</p> <p>第4条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 指定された場所以外の場所へ<u>車両</u>を乗り入れ、又は止めておくこと。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(監督処分)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によって</p>	<p>(行為の禁止)</p> <p>第4条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 指定された場所以外の場所へ<u>車馬</u>を乗り入れ、又は止めておくこと。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(監督処分)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によって</p>

改正後	改正前
<p>した許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園よりの退去を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められる者</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>した許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園よりの退去を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>

○藤井寺市ふじみ緑地条例（平成25年藤井寺市条例第23号） 新旧対照表

（第8条関係）

改正後	改正前
<p>(使用許可)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>2 市長は、次の各号のいずれにも該当しない場合に限り、前項の許可を与えることができる。</u></p> <p><u>(1) 暴力団（藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。次条第3号において同じ。）の利益になり、又はそのおそれがあると認めるとき。</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、公衆の緑地の使用に支障があると認めるとき。</u></p> <p><u>3 市長は第1項の許可を与える場合において、緑地の管理上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 市長は、前条の使用許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を制限し、若しくは停止し、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認めるとき。</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p>	<p>(使用許可)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>2 市長は前項の許可を与える場合において、緑地の管理上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 市長は、前条の使用許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を制限し、若しくは停止し、又は許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) (略)</u></p>

○藤井寺市下水道条例（平成14年藤井寺市条例第9号） 新旧対照表

（第9条関係）

改正後	改正前
<p>(指定工事店の指定の申請)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 次条第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(指定工事店の指定の基準)</p> <p>第9条 市長は、第7条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。</p> <p>(1) 営業所ごとに、第15条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者が1人以上専属している者であること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ <u>暴力団員（藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。第17条第2項第3号において同じ。）又は暴力団密接関係者（同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。第17条第2項第3号において同じ。）</u></p> <p>オ 法人であってその役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるも</p>	<p>(指定工事店の指定の申請)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 次条第1項第4号アからエまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(指定工事店の指定の基準)</p> <p>第9条 市長は、第7条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。</p> <p>(1) 営業所ごとに、第15条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者が1名以上専属している者であること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 法人であってその役員のうちにアからウまでのいずれかに該当する者があるも</p>

改正後	改正前
<p>の</p> <p>2 (略)</p> <p>(責任技術者の登録の資格)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 暴力団員又は暴力団密接関係者</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>の</p> <p>2 (略)</p> <p>(責任技術者の登録の資格)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>

○藤井寺市立生涯学習センター条例（平成6年藤井寺市条例第5号） 新旧対照表

（第10条関係）

改正後	改正前
<p>(名称、<u>愛称</u>及び位置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(施設の貸出し)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に規定する許可の基準は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 暴力団（藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。第9条第1項第3号において同じ。）の利益にならず、又はそのおそれがないと認めるとき。</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 前条第1項各号に規定する施設を利用しようとするときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(入館の制限等)</p> <p>第9条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を断り、又は退館を命</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(施設の貸出し)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に規定する許可の基準は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 前条第1項第1号から第6号までに規定する施設を利用しようとするときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(入館の制限等)</p> <p>第9条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を断り、又は退館を命</p>

改正後	改正前
<p>ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく<u>教育委員会規則</u>に違反したとき。</p> <p>(2) 災害<u>その他</u>緊急事態が発生したとき。</p> <p><u>(3) 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認めるとき。</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用者の義務等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 利用者は、建物又は設備器具等を<u>毀損</u>したときは、原形に復し、その損害を賠償しなければならない。</p>	<p>ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく<u>規則</u>に違反したとき。</p> <p>(2) 災害<u>による</u>緊急事態が発生したとき。</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用者の義務等)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 利用者は、建物又は設備器具等を<u>き損</u>したときは、原形に復し、その損害を賠償しなければならない。</p>

○藤井寺市立市民総合体育館条例（昭和51年藤井寺市条例第8号） 新旧対照表

（第11条関係）

改正後	改正前
<p>(使用許可の制限)</p> <p>第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育館の使用を許可しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 建物若しくは附属設備その他器具備品等を破損し、又は汚損若しくは滅失するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p><u>(6) 暴力団（藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）の利益になり、又はそのおそれがあると認めるとき。</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p>	<p>(使用許可の制限)</p> <p>第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育館の使用を許可しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 建物若しくは附属設備その他、<u>器具備品等を破損し、又は汚損若しくは滅失するおそれがあると認めるとき。</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p><u>(6) (略)</u></p>
<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第9条 委員会は使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、体育館の使用を取り消し、又は停止し、若しくは退去を命ずることができる。</p> <p>(1) <u>この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。</u></p> <p>(2) <u>前条各号のいずれかに該当したとき。</u></p> <p>(3) <u>災害その他緊急事態が発生したとき。</u></p>	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第9条 委員会は使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、体育館の使用を取り消し、又は停止し、若しくは退去を命ずることができる。</p> <p>(1) <u>この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</u></p> <p>(2) <u>前条に定める事由が生じたとき。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるものを除くほか、管理上支障が生じたとき。</u></p>
<p>(遵守事項)</p> <p>第12条 使用者及びその他の入館者（以下「使用者等」という。）は、この条例及び教</p>	<p>(遵守事項)</p> <p>第12条 使用者及びその他の入館者（以下「使用者等」という。）は、この条例及び規</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="136 236 752 261"><u>育委員会規則</u>に定める事項を遵守しなければならない。</p> <p data-bbox="152 336 322 362">(使用料の還付)</p> <p data-bbox="114 400 1104 505">第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、<u>教育委員会規則</u>で定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。</p> <p data-bbox="152 580 472 606">(損害の賠償及び事故の責任)</p> <p data-bbox="114 644 271 670">第20条 (略)</p> <p data-bbox="114 708 226 734">2 (略)</p> <p data-bbox="114 772 1104 829">3 市及び委員会側に過失ある場合を除き、使用により使用者又は第三者に生じた損害は<u>全て</u>使用者が、その責めに任ずる。</p>	<p data-bbox="1155 236 1648 261"><u>則</u>に定める事項を遵守しなければならない。</p> <p data-bbox="1171 336 1344 362">(使用料の還付)</p> <p data-bbox="1133 400 2123 464">第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、<u>規則</u>で定めるところによりその全部又は一部を還付することができる。</p> <p data-bbox="1171 580 1491 606">(損害の賠償及び事故の責任)</p> <p data-bbox="1133 644 1290 670">第20条 (略)</p> <p data-bbox="1133 708 1245 734">2 (略)</p> <p data-bbox="1133 772 2123 829">3 市及び委員会側に過失ある場合を除き、使用により使用者又は第三者に生じた損害は<u>すべて</u>使用者が、その責めに任ずる。</p>

○藤井寺市立テニスコート条例（昭和56年藤井寺市条例第16号） 新旧対照表

（第12条関係）

改正後	改正前
<p>(使用許可)</p> <p>第3条 テニスコートを使用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 施設を汚損し、又は<u>毀損</u>するおそれがあると認めるとき。</p> <p><u>(4) 暴力団（藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）の利益になり、又はそのおそれがあると認めるとき。</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第4条 <u>委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。</u></p> <p>(1) <u>この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。</u></p> <p>(2) <u>前条各号のいずれかに該当したとき。</u></p> <p>(3) <u>災害その他緊急事態が発生したとき。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(損害賠償及び事故の責任)</p> <p>第8条 使用者は、使用中に施設及び附属物を<u>毀損</u>し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用許可)</p> <p>第3条 テニスコートを使用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 施設を汚損し、又は<u>き損</u>するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第4条 <u>次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することがある。</u></p> <p>(1) <u>この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき。</u></p> <p>(2) <u>その他管理上やむを得ない事由があると認めるとき。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(損害賠償及び事故の責任)</p> <p>第8条 使用者は、使用中に施設及び附属物を<u>き損</u>し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

○藤井寺市立市民運動広場条例（昭和56年藤井寺市条例第15号） 新旧対照表

（第13条関係）

改正後	改正前
<p>(使用許可)</p> <p>第4条 運動広場を使用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 暴力団（藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）の利益になり、又はそのおそれがあると認めるとき。</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げるものを除くほか、委員会が使用を不相当と認めるとき。</u></p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第5条 <u>委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。</u></p> <p><u>(1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。</u></p> <p><u>(2) 前条各号のいずれかに該当したとき。</u></p> <p><u>(3) 災害その他緊急事態が発生したとき。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(損害賠償及び事故の責任)</p> <p>第9条 使用者は、使用中に施設及び附属物を<u>毀損</u>し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p>	<p>(使用許可)</p> <p>第4条 運動広場を使用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 前3号に掲げるものを除くほか、委員会が使用を不相当と認めるとき。</u></p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第5条 <u>使用者が、この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないときは、委員会は、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することある。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(損害賠償及び事故の責任)</p> <p>第9条 使用者は、使用中に施設及び附属物を<u>き損</u>し、又は滅失したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。</p>

改正後	改正前																
2 (略)	2 (略)																
別表第1 (第2条関係)	別表第1 (第2条関係)																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="98 368 600 411">名称</th> <th data-bbox="600 368 1115 411">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="98 411 600 454">(略)</td> <td data-bbox="600 411 1115 454"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="98 454 600 497">沢田運動広場</td> <td data-bbox="600 454 1115 497">藤井寺市沢田1丁目47番地先</td> </tr> <tr> <td data-bbox="98 497 600 541">(略)</td> <td data-bbox="600 497 1115 541"></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		沢田運動広場	藤井寺市沢田1丁目47番地先	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1115 368 1617 411">名称</th> <th data-bbox="1617 368 2141 411">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1115 411 1617 454">(略)</td> <td data-bbox="1617 411 2141 454"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 454 1617 497">沢田運動広場</td> <td data-bbox="1617 454 2141 497">藤井寺市沢田2丁目47番地先</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 497 1617 541">(略)</td> <td data-bbox="1617 497 2141 541"></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		沢田運動広場	藤井寺市沢田2丁目47番地先	(略)	
名称	位置																
(略)																	
沢田運動広場	藤井寺市沢田1丁目47番地先																
(略)																	
名称	位置																
(略)																	
沢田運動広場	藤井寺市沢田2丁目47番地先																
(略)																	

議案第 2 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

○一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>医療職給料表（別表第2）</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～15 (略)</p> <p><u>(職員の給料の特例)</u></p> <p>16 <u>職員（任期付職員採用条例第7条の規定の適用を受ける職員（以下「特定任期付職員」という。）を除く。以下この項において同じ。）のうち規則で定める者の給料月額</u>は、当分の間、第3条及び一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年藤井寺市条例第13号。以下「平成18年改正条例」という。）附則第6項から第8項までの規定にかかわらず、第3条に定める給料月額（平成18年改正条例附則第6項から第8項までの規定の適用を受ける職員にあつては、第3条に定める給料月額と平成18年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額。</p>	<p>(給料表)</p> <p>第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>教育職給料表（別表第2）</u></p> <p>(3) <u>医療職給料表（別表第3）</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～15 (略)</p>

改正後	改正前																																				
<p>以下この項において同じ。) から、規則で定める職員の区分に応じ、当該給料月額に100分の6から100分の1までの範囲内で規則で定める減額の割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。</p> <p>(特定任期付職員の給料の特例)</p> <p>17 特定任期付職員の給料月額は、当分の間、任期付職員採用条例第7条の規定にかかわらず、同条に定める給料月額から、規則で定める号給に応じ、当該給料月額に100分の6から100分の1までの範囲内で規則で定める減額の割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。</p> <p>(給料の特例の適用除外)</p> <p>18 期末手当の額及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、前2項の規定は、適用しない。勤勉手当の額の算出の基礎となる給料月額については、第16項の規定は、適用しない。</p> <p>(減額の割合に異動を生じたときの取扱い)</p> <p>19 第16項又は第17項の適用がなされている間、現に適用された第16項又は第17項に定める割合に異動が生じたときは、異動後の割合は、当該異動を生じた日の属する月の翌月以後の給料月額について適用する。ただし、当該異動を生じた日が月の初日であるときは、その月以後の給料月額について適用する。</p>																																					
	<p>別表第2 教育職給料表(第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員の区分</th> <th rowspan="2">職務の等級 号給</th> <th>1 等級</th> <th>2 等級</th> <th>3 等級</th> <th>4 等級</th> </tr> <tr> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">再任用以外の職員</td> <td>1</td> <td>320,600</td> <td>289,200</td> <td>172,200</td> <td>135,600</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>322,900</td> <td>291,500</td> <td>173,900</td> <td>136,700</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>325,200</td> <td>293,800</td> <td>175,600</td> <td>137,900</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>327,500</td> <td>296,100</td> <td>177,300</td> <td>139,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>329,800</td> <td>298,200</td> <td>178,800</td> <td>140,100</td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	職務の等級 号給	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	再任用以外の職員	1	320,600	289,200	172,200	135,600	2	322,900	291,500	173,900	136,700	3	325,200	293,800	175,600	137,900	4	327,500	296,100	177,300	139,000	5	329,800	298,200	178,800	140,100
職員の区分	職務の等級 号給			1 等級	2 等級	3 等級	4 等級																														
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額																																
再任用以外の職員	1	320,600	289,200	172,200	135,600																																
	2	322,900	291,500	173,900	136,700																																
	3	325,200	293,800	175,600	137,900																																
	4	327,500	296,100	177,300	139,000																																
	5	329,800	298,200	178,800	140,100																																

改正後	改正前					
		6	331,900	300,500	180,600	141,200
		7	334,100	302,800	182,400	142,300
		8	336,300	305,100	184,200	143,400
		9	338,600	307,300	185,800	144,500
		10	340,800	309,600	187,300	145,900
		11	343,000	311,900	188,800	147,200
		12	345,200	314,200	190,300	148,500
		13	347,200	316,400	192,800	149,800
		14	349,300	318,600	194,600	151,300
		15	351,400	320,800	196,400	152,800
		16	353,500	323,000	198,200	154,400
		17	355,500	325,200	200,000	155,700
		18	357,500	327,300	201,800	157,200
		19	359,500	329,400	203,600	158,700
		20	361,400	331,400	205,400	160,200
		21	363,500	333,500	207,000	161,600
		22	365,400	335,600	208,900	164,300
		23	367,400	337,700	210,800	166,900
		24	369,400	339,800	212,700	169,500
		25	371,500	341,500	214,600	172,200
		26	373,500	343,500	216,500	173,900
		27	375,500	345,500	218,400	175,600
		28	377,500	347,500	220,300	177,300
		29	379,100	349,400	222,900	178,800
		30	380,900	351,300	224,800	180,600
		31	382,700	353,200	226,700	182,400
		32	384,400	355,100	228,500	184,200
		33	386,200	357,000	230,200	185,800
		34	387,600	358,800	232,100	187,300
		35	389,200	360,600	234,000	188,800

改正後	改正前				
	36	390,800	362,300	235,800	190,300
	37	392,400	363,800	237,500	191,600
	38	393,600	365,100	239,400	192,900
	39	394,800	366,500	241,200	194,200
	40	396,000	367,900	243,100	195,500
	41	397,100	369,400	244,900	196,900
	42	398,300	370,300	246,800	198,200
	43	399,500	371,400	248,600	199,500
	44	400,700	372,500	250,400	200,800
	45	401,400	373,400	252,200	202,000
	46	402,100	374,300	254,200	203,300
	47	402,800	375,200	256,200	204,600
	48	403,500	376,100	258,200	205,900
	49	404,200	377,100	261,900	207,100
	50	404,900	377,900	264,000	208,200
	51	405,600	378,700	266,000	209,300
	52	406,300	379,500	268,100	210,400
	53	407,100	380,200	270,200	211,600
	54	407,800	380,900	272,300	212,600
	55	408,500	381,600	274,400	213,600
	56	409,200	382,300	276,500	214,600
	57	409,800	382,900	278,600	215,400
	58	410,500	383,500	280,700	216,400
	59	411,200	384,200	282,800	217,300
	60	411,900	384,900	284,900	218,300
	61	412,500	385,400	287,000	219,200
	62	413,200	386,100	289,100	220,200
	63	413,900	386,800	291,200	221,200
	64	414,600	387,500	293,300	222,200
	65	414,900	388,000	295,400	223,000

改正後	改正前					
		66	415,500	388,700	297,500	224,000
		67	416,200	389,400	299,600	225,000
		68	416,900	390,100	301,700	226,100
		69	417,400	390,500	303,800	226,900
		70	418,100	391,200	305,900	227,700
		71	418,800	391,900	308,000	228,500
		72	419,500	392,600	310,100	229,300
		73	420,000	392,900	312,100	230,100
		74	420,700	393,600	314,200	230,800
		75	421,400	394,300	316,300	231,500
		76	422,100	395,000	318,400	232,200
		77	422,600	395,400	320,400	233,000
		78		396,100	322,500	233,800
		79		396,800	324,600	234,600
		80		397,500	326,700	235,400
		81		398,000	328,400	236,100
		82		398,700	330,400	236,800
		83		399,400	332,500	237,500
		84		400,100	334,600	238,200
		85		400,600	336,500	239,000
		86			338,500	239,700
		87			340,500	240,400
		88			342,500	241,100
		89			344,400	241,900
		90			346,300	242,400
		91			348,200	242,900
		92			350,100	243,400
		93			351,600	243,700
		94			353,100	
		95			354,600	

改正後	改正前				
		96		356,100	
		97		357,800	
		98		358,700	
		99		359,900	
		100		360,900	
		101		361,800	
		102		362,900	
		103		363,900	
		104		365,000	
		105		365,900	
		106		366,600	
		107		367,300	
		108		368,000	
		109		368,500	
		110		369,100	
		111		369,800	
		112		370,500	
		113		370,900	
		114		371,600	
		115		372,300	
		116		373,000	
		117		373,500	
		118		374,200	
		119		374,900	
		120		375,600	
		121		376,100	
		122		376,800	
		123		377,500	
		124		378,200	
		125		378,600	

改正後	改正前					
		126			379,200	
		127			379,800	
		128			380,400	
		129			380,900	
		130			381,500	
		131			382,100	
		132			382,700	
		133			383,300	
		134			383,900	
		135			384,500	
		136			385,100	
		137			385,800	
		138			386,400	
		139			387,000	
		140			387,600	
		141			388,300	
	再任用職員		319,100	293,200	277,800	185,800
<p>別表第2 医療職給料表（第3条関係）</p> <p>ア 医療職給料表（1）</p> <p>（略）</p> <p>備考 この表は、病院に勤務する医師で規則で定めるものに適用する。</p> <p>イ 医療職給料表（2）</p>	<p>備考 この表は、幼稚園に勤務する園長、教諭その他の職員で規則で定めるものに適用する。</p> <p>別表第3 医療職給料表（第3条関係）</p> <p>ア 医療職給料表（1）</p> <p>（略）</p> <p>備考 この表は、病院に勤務する医師で規則で定めるものに適用する。</p> <p>イ 医療職給料表（2）</p>					

改正後						改正前					
職員の区分	職務の等級 号給	特1等級	1等級	2等級	3等級	職員の区分	職務の等級 号給	特1等級	1等級	2等級	3等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用以外の職員	1	328,700	267,700	213,600	145,700	再任用以外の職員	1	328,700	267,700	213,600	145,700
	2	330,800	269,600	215,200	147,500		2	330,800	269,600	215,200	147,500
	3	333,000	271,500	216,800	149,200		3	333,000	271,500	216,800	149,200
	4	335,200	273,400	218,400	150,900		4	335,200	273,400	218,400	150,900
	5	337,400	275,200	220,000	152,600		5	337,400	275,200	220,000	152,600
	6	339,600	277,100	221,700	154,300		6	339,600	277,100	221,700	154,300
	7	341,800	279,000	223,400	156,000		7	341,800	279,000	223,400	156,000
	8	344,000	280,900	225,100	157,800		8	344,000	280,900	225,100	157,800
	9	346,000	282,900	226,800	159,300		9	346,000	282,900	226,800	159,300
	10	348,200	284,800	228,600	161,200		10	348,200	284,800	228,600	161,200
	11	350,400	286,700	230,400	163,200		11	350,400	286,700	230,400	163,200
	12	352,600	288,600	232,100	165,100		12	352,600	288,600	232,100	165,100
	13	354,400	290,600	233,900	167,000		13	354,400	290,600	233,900	167,000
	14	356,400	292,500	235,500	168,900		14	356,400	292,500	235,500	168,900
	15	358,400	294,400	237,100	170,800		15	358,400	294,400	237,100	170,800
	16	360,400	296,300	238,700	172,700		16	360,400	296,300	238,700	172,700
	17	362,400	298,100	240,100	178,200		17	362,400	298,100	240,100	178,200
	18	364,500	299,900	241,700	179,800		18	364,500	299,900	241,700	179,800
	19	366,500	301,700	243,200	181,400		19	366,500	301,700	243,200	181,400
	20	368,600	303,500	244,800	183,000		20	368,600	303,500	244,800	183,000
	21	370,500	305,200	246,300	184,500		21	370,500	305,200	246,300	184,500
	22	372,600	306,900	247,900	186,100		22	372,600	306,900	247,900	186,100
	23	374,700	308,600	249,400	187,700		23	374,700	308,600	249,400	187,700
	24	376,800	310,300	250,900	189,300		24	376,800	310,300	250,900	189,300
	25	378,300	312,100	252,400	190,900		25	378,300	312,100	252,400	190,900
	26	380,100	313,800	254,100	192,600		26	380,100	313,800	254,100	192,600
	27	381,900	315,500	255,800	194,300		27	381,900	315,500	255,800	194,300

改正後						改正前					
28	383,700	317,200	257,500	196,000		28	383,700	317,200	257,500	196,000	
29	385,500	318,500	259,200	197,600		29	385,500	318,500	259,200	197,600	
30	387,000	320,000	261,000	199,200		30	387,000	320,000	261,000	199,200	
31	388,700	321,500	262,800	200,800		31	388,700	321,500	262,800	200,800	
32	390,400	323,100	264,600	202,400		32	390,400	323,100	264,600	202,400	
33	391,900	324,600	266,100	204,000		33	391,900	324,600	266,100	204,000	
34	393,200	325,900	267,900	205,700		34	393,200	325,900	267,900	205,700	
35	394,500	327,200	269,700	207,400		35	394,500	327,200	269,700	207,400	
36	395,800	328,500	271,500	209,100		36	395,800	328,500	271,500	209,100	
37	396,900	329,600	273,200	210,600		37	396,900	329,600	273,200	210,600	
38	398,100	330,600	274,900	212,200		38	398,100	330,600	274,900	212,200	
39	399,200	331,700	276,600	213,800		39	399,200	331,700	276,600	213,800	
40	400,400	332,800	278,300	215,400		40	400,400	332,800	278,300	215,400	
41	401,200	338,900	280,000	217,000		41	401,200	338,900	280,000	217,000	
42	402,000	340,700	281,700	218,600		42	402,000	340,700	281,700	218,600	
43	402,800	342,500	283,400	220,200		43	402,800	342,500	283,400	220,200	
44	403,600	344,300	285,100	221,800		44	403,600	344,300	285,100	221,800	
45	404,100	346,100	286,800	223,400		45	404,100	346,100	286,800	223,400	
46	404,800	348,000	288,500	225,100		46	404,800	348,000	288,500	225,100	
47	405,500	349,900	290,200	226,800		47	405,500	349,900	290,200	226,800	
48	406,200	351,800	291,900	228,500		48	406,200	351,800	291,900	228,500	
49	407,000	353,600	293,400	230,100		49	407,000	353,600	293,400	230,100	
50	407,700	355,300	295,000	231,700		50	407,700	355,300	295,000	231,700	
51	408,400	357,000	296,600	233,200		51	408,400	357,000	296,600	233,200	
52	409,100	358,700	298,200	234,800		52	409,100	358,700	298,200	234,800	
53	409,700	359,900	299,600	236,400		53	409,700	359,900	299,600	236,400	
54	410,400	361,100	301,100	238,000		54	410,400	361,100	301,100	238,000	
55	411,100	362,300	302,600	239,600		55	411,100	362,300	302,600	239,600	
56	411,800	363,500	304,100	241,200		56	411,800	363,500	304,100	241,200	
57	412,400	364,700	305,500	242,700		57	412,400	364,700	305,500	242,700	

改正後						改正前					
58	413,100	365,600	306,800	244,200		58	413,100	365,600	306,800	244,200	
59	413,800	366,800	308,100	245,700		59	413,800	366,800	308,100	245,700	
60	414,500	367,900	309,500	247,200		60	414,500	367,900	309,500	247,200	
61	414,800	369,000	310,800	248,600		61	414,800	369,000	310,800	248,600	
62	415,400	370,000	312,100	250,200		62	415,400	370,000	312,100	250,200	
63	416,100	371,000	313,400	251,800		63	416,100	371,000	313,400	251,800	
64	416,800	372,000	314,700	253,400		64	416,800	372,000	314,700	253,400	
65	417,300	372,800	316,100	255,000		65	417,300	372,800	316,100	255,000	
66		373,700	316,900	256,400		66		373,700	316,900	256,400	
67		374,600	317,700	257,800		67		374,600	317,700	257,800	
68		375,500	318,500	259,200		68		375,500	318,500	259,200	
69		376,100	319,100	260,500		69		376,100	319,100	260,500	
70		376,900	319,800	261,900		70		376,900	319,800	261,900	
71		377,700	320,500	263,300		71		377,700	320,500	263,300	
72		378,500	321,100	264,700		72		378,500	321,100	264,700	
73		379,000	321,900	265,800		73		379,000	321,900	265,800	
74		379,700	322,200	267,100		74		379,700	322,200	267,100	
75		380,400	322,800	268,400		75		380,400	322,800	268,400	
76		381,100	323,400	269,700		76		381,100	323,400	269,700	
77		381,700	324,000	270,800		77		381,700	324,000	270,800	
78		382,400	324,500	272,100		78		382,400	324,500	272,100	
79		383,100	325,000	273,400		79		383,100	325,000	273,400	
80		383,800	347,800	274,700		80		383,800	325,500	274,700	
81		384,300	348,200	275,900		81		384,300	326,100	275,900	
82		384,900	348,600	277,000		82		384,900	326,600	277,000	
83		385,500	349,000	278,100		83		385,500	327,100	278,100	
84		386,100	349,400	279,200		84		386,100	327,600	279,200	
85		386,700	349,900	280,300		85		386,700	328,100	280,300	
86		387,300	350,300	281,400		86		387,300	328,500	281,400	
87		387,900	350,700	282,500		87		387,900	328,800	282,500	

改正後						改正前					
	88		388,500	351,100	283,600		88		388,500	329,200	283,600
	89		389,000	351,500	284,500		89		389,000	329,600	284,500
	90		389,600	351,900	285,200		90		389,600	330,000	285,200
	91		390,200	352,300	285,900		91		390,200	330,400	285,900
	92		390,800	352,600	286,700		92		390,800	330,800	286,700
	93		391,500	353,000	287,500		93		391,500	331,300	287,500
	94		392,100	353,400	288,100		94		392,100	331,600	288,100
	95		392,700	353,800	288,700		95		392,700	332,000	288,700
	96		393,300	354,100	289,300		96		393,300	332,400	289,300
	97		394,000	354,600	290,000		97		394,000	332,600	290,000
	98			355,000	290,500		98			333,000	290,500
	99			355,400	291,000		99			333,400	291,000
	100			355,800	291,500		100			333,800	291,500
	101			356,300	291,700		101			334,000	291,700
	102			356,700	291,900		102			334,400	291,900
	103			357,100	292,100		103			334,800	292,100
	104			357,500	292,300		104			335,000	292,300
	105			358,000	292,700		105			335,100	292,700
	106			358,400	292,900		106			335,500	292,900
	107			358,800	293,100		107			335,900	293,100
	108			359,200	293,300		108			336,300	293,300
	109			359,700	293,700		109			336,500	293,700
	110			360,100	293,900		110			336,900	293,900
	111			360,500	294,100		111			337,300	294,100
	112			360,900	294,400		112			337,700	294,400
	113			361,400	294,800		113			337,900	294,800
	114				295,100		114				295,100
	115				295,400		115				295,400
	116				295,700		116				295,700
	117				296,000		117				296,000

改正後						改正前					
	118				296,300		118				296,300
	119				296,600		119				296,600
	120				296,900		120				296,900
	121				297,200		121				297,200
再任用職員		327,000	285,500	259,300	213,500	再任用職員		327,000	285,500	245,700	213,500
備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。						備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。					
ウ 医療職給料表(3)						ウ 医療職給料表(3)					
(略)						(略)					
備考 この表は、病院等に勤務する看護師、准看護師、保健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。						備考 この表は、病院等に勤務する看護師、准看護師、保健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。					

議案第 3 号

藤井寺市乳幼児等の医療費の助成に関する条例の一部改正について

○藤井寺市乳幼児等の医療費の助成に関する条例（平成16年藤井寺市条例第14号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>藤井寺市子どもの医療費の助成に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>子ども</u>に係る医療費の一部を助成することにより、<u>子ども</u>の健全な育成に寄与し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>児童等</u> 出生の日から<u>12歳</u>に達した日以後における最初の3月31日を経過するまでの間にある者をいう。</p> <p>(2) <u>生徒</u> 15歳に達した日以降における最初の3月31日までの者で、<u>児童等</u>以外のものをいう。</p> <p>(3) <u>子ども</u> <u>児童等及び生徒</u>をいう。</p> <p>(4) <u>保護者</u> 親権を行う者、未成年後見人その他の者で<u>子ども</u>を現に監護するものをいう。</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」とい</p>	<p style="text-align: center;"><u>藤井寺市乳幼児等の医療費の助成に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>乳幼児等</u>に係る医療費の一部を助成することにより、<u>乳幼児等</u>の健全な育成に寄与し、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>乳幼児</u> 出生の日から<u>6歳</u>に達した日以後における最初の3月31日を経過するまでの間にある者をいう。</p> <p>(2) <u>児童</u> 15歳に達した日以降における最初の3月31日までの者で、<u>乳幼児</u>以外の者をいう。</p> <p>(3) <u>保護者</u> 親権を行う者、未成年後見人その他の者で<u>乳幼児又は児童</u>を現に監護するものをいう。</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」とい</p>

改正後	改正前
<p>う。)は、<u>住民基本台帳法</u>（昭和42年法律第81号）の規定により本市の<u>住民基本台帳</u>に記録されている<u>子ども</u>とする。</p> <p>2 前項の規定による対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、この条例による<u>医療費</u>（第3号及び第4号に該当する者にあつては、<u>入院時食事療養費</u>（病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護（次条第1項において「入院等」という。）と併せて行うものに限る。次条第1項において同じ。）を除く。）の<u>助成を受けることができない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は規則で定める<u>医療保険に関する法律</u>（以下「<u>医療保険各法</u>」という。）の規定による療養の給付、入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）及び<u>家族療養費</u>について保険給付が行われた場合における療養に要する費用の額のうち、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主又は世帯主であつた者を含む。）又は<u>医療保険各法</u>による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。）が負担すべき額（以下「<u>医療費</u>」という。）から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。ただし、<u>生徒</u>に対する医療費の助成は、入院等に係る医療費に限る。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、その限度において助成を行わない。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>う。)は、<u>本市</u>で<u>住民基本台帳法</u>（昭和42年法律第81号）に規定する<u>住民基本台帳</u>に記録されている<u>乳幼児又は児童</u>（本市で<u>戸籍法</u>（昭和22年法律第224号）第49条第1項に規定する期限までに出生の届出をされた乳幼児にあつては、<u>その出生の日</u>に本市で<u>住民基本台帳</u>に記録されたものとみなす。以下「<u>乳幼児等</u>」という。）とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、<u>対象者</u>としない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第4条 市は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は規則で定める<u>社会保険に関する法律</u>（以下「<u>社会保険各法</u>」という。）の規定による療養の給付、<u>入院時食事療養費</u>（病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護（以下「<u>入院等</u>」という。）と併せて行うものに限る。以下「<u>食事療養費</u>」という。）、保険外併用療養費、療養費、特別療養費（指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときを除く。）及び<u>家族療養費</u>について保険給付が行われた場合における療養に要する費用の額のうち、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主又は世帯主であつた者を含む。）又は<u>社会保険各法</u>による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。）が負担すべき額（以下「<u>医療費</u>」という。）から規則で定める一部自己負担額を控除した額を助成する。ただし、<u>児童</u>に対する医療費の助成は、入院等に係る医療費に限る。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、その限度において助成を行わない。</p> <p>(1) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(2) <u>医療保険各法</u>の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から<u>医療保険各法</u>の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われたとき。</p> <p>(申請)</p> <p>第6条 <u>児童等</u>にかかる医療費の助成を受けようとする対象者の保護者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(助成の決定等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、<u>前2項</u>の規定により医療費の助成を行わないことを決定したときは、速やかに対象者の保護者にその旨を通知するものとする。</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第9条 <u>児童等</u>の医療費の助成は、助成する額を市長が契約医療機関に支払うことにより行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、助成する額を<u>児童等</u>の保護者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。</p> <p>2 <u>生徒</u>の医療費の助成は、助成する額を<u>生徒</u>の保護者に支払うことにより行うこととする。</p> <p>(届出義務)</p> <p>第10条 <u>児童等</u>の保護者は、住所、氏名その他規則で定める事項に変更があったとき</p>	<p>(2) <u>社会保険各法</u>の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から<u>社会保険各法</u>の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われたとき。</p> <p>(申請)</p> <p>第6条 <u>乳幼児</u>にかかる医療費の助成を受けようとする対象者の保護者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(助成の決定等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、<u>第1項又は第2項</u>の規定により医療費の助成を行わないことを決定したときは、速やかに対象者の保護者にその旨を通知するものとする。</p> <p>(助成の方法)</p> <p>第9条 <u>乳幼児</u>の医療費の助成は、助成する額を市長が契約医療機関に支払うことにより行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、助成する額を<u>乳幼児</u>の保護者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。</p> <p>2 <u>児童</u>の医療費の助成は、助成する額を<u>児童</u>の保護者に支払うことにより行うこととする。</p> <p>(届出義務)</p> <p>第10条 <u>乳幼児</u>の保護者は、住所、氏名その他規則で定める事項に変更があったとき</p>

改正後	改正前
<p>は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 第7条第1項の規定により医療証の交付を受けた<u>児童等</u>又はその保護者が死亡したときは、<u>戸籍法</u>（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>（第三者の行為による被害の届出）</p> <p>第11条 医療に関する給付の事由が第三者の行為によって生じたもので当該給付に対して、医療費の助成を受け、又は受けようとする<u>子ども</u>の保護者は、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、直ちに市長に届け出なければならない。</p> <p>（損害賠償との調整）</p> <p>第12条 <u>子ども</u>が疾病又は負傷に関し第三者から損害賠償を受けたときは、市長は、その価額の限度において、第4条第1項の規定により助成すべき額の全部若しくは一部を控除し、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。</p>	<p>は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 第7条第1項の規定により医療証の交付を受けた<u>乳幼児</u>又はその保護者が死亡したときは、<u>戸籍法</u>の規定による死亡の届出義務者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>（第三者の行為による被害の届出）</p> <p>第11条 医療に関する給付の事由が第三者の行為によって生じたもので当該給付に対して、医療費の助成を受け、又は受けようとする<u>乳幼児等</u>の保護者は、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、直ちに市長に届け出なければならない。</p> <p>（損害賠償との調整）</p> <p>第12条 <u>乳幼児等</u>が疾病又は負傷に関し第三者から損害賠償を受けたときは、市長は、その価額の限度において、第4条第1項の規定により助成すべき額の全部若しくは一部を控除し、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。</p>

議案第 4 号

藤井寺市放課後児童会条例の一部改正について

○藤井寺市放課後児童会条例（平成16年藤井寺市条例第13号） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校低学年の児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第21条の10</u>に規定する放課後児童健全育成事業として実施する藤井寺市放課後児童会（以下「児童会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(入会資格)</p> <p>第2条 児童会に入会できる児童は、次の各号の<u>全て</u>に該当する者とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(入会の申請及び許可)</p> <p>第3条 児童を児童会に入会させようとする保護者は、<u>教育委員会規則</u>で定めるところにより、委員会に入会の申請を行い、その許可を受けなければならない。</p> <p>(負担金)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>2 負担金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校低学年の児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第21条の26</u>に規定する放課後児童健全育成事業として実施する藤井寺市放課後児童会（以下「児童会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(入会資格)</p> <p>第2条 児童会に入会できる児童は、次の各号の<u>すべて</u>に該当する者とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(入会の申請及び許可)</p> <p>第3条 児童を児童会に入会させようとする保護者は、<u>規則</u>で定めるところにより、委員会に入会の申請を行い、その許可を受けなければならない。</p> <p>(負担金)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>2 負担金の額は、児童1人につき月額5,000円とする。ただし、同一世帯で2人以上の児童が入会するときは、そのうち1人を除く他の児童の負担金は、1人につき月額</u></p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>月曜日から土曜日まで入会する場合 児童1人につき月額6,000円</u></p> <p>(2) <u>月曜日から金曜日まで入会する場合 児童1人につき月額5,000円</u></p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、同一世帯で2人以上の児童が入会するときは、最も負担金の額が高い児童（最も負担金の額が高い児童が2人以上のときは、そのうちの1人とする。）にあってはその額とし、その他の児童にあっては負担金の額の2分の1とする。</u></p> <p>(負担金の減免)</p> <p>第6条 児童の属する世帯の所得状況その他特に必要があると委員会が認めるときは、<u>教育委員会規則</u>で定めるところにより負担金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(負担金の納付)</p> <p>第7条 保護者は、毎月末日（12月にあっては25日。その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、<u>これらの日の翌日</u>）までに当該月分の負担金を納付しなければならない。ただし、月の途中において入会したときは、当該月分の負担金は、入会の日から30日以内に納付するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、児童会の管理、運営その他この条例の施行について必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>	<p><u>2,500円とする。</u></p> <p>(負担金の減免)</p> <p>第6条 児童の属する世帯の所得状況その他特に必要があると委員会が認めるときは、<u>規則</u>で定めるところにより負担金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(負担金の納付)</p> <p>第7条 保護者は、毎月末日（12月にあっては25日。その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、<u>その翌日</u>）までに当該月分の負担金を納付しなければならない。ただし、月の途中において入会したときは、当該月分の負担金は、入会の日から30日以内に納付するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、児童会の管理、運営その他この条例の施行について必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>